

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年2月15日から32年10月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を31年2月15日に、資格喪失日に係る記録を32年10月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月15日から32年10月17日まで

私は、昭和30年1月にB都道府県から帰省し、遠縁にあたるA株式会社の事業主に依頼されて、旧正月明けの同社の仕事始めであった同年2月15日（中旬）ごろに入社した。

私は、同社において事務担当者であったので、私が、自分の厚生年金保険の加入手続きを行い、名刺サイズの被保険者証を受け取った覚えがある。申立期間当時の同僚2名には厚生年金保険の加入記録があるのに、私には加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚及び申立期間当時の事業主の親族の供述から、申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたものと推認できる。

また、申立人と同じ事務職の前任者及び後任者を含め、申立人及び同僚が記憶している申立期間当時に勤務していた全ての従業員は厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

さらに、社会保険事務所が管理するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、備考欄に「31」と押印されており、社会保険事務所が昭和31年度に当該事業所に対し調査を実施したと推認できる。

また、申立人は、「私が入社3か月を経過したころに社会保険に係る調査があり、さかのぼって私の厚生年金保険の加入手続を行ったように思う。」と供述している。これらの状況から判断すると、申立人は、昭和31年に厚生年金保険の資格取得をしたものと推認できる。

加えて、申立人及び同僚の供述から、申立人がA株式会社に勤務した日は、旧正月明けの2月中旬であることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和31年2月15日と推認することができる。

このほか、同社を退職後直ちに就職したと申し立てているC団体へ入社した日は昭和32年10月17日であることがC団体の職員名簿により確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、昭和31年2月15日から32年10月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間当時の同僚のA株式会社における昭和30年10月から32年10月までの社会保険事務所の記録から4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主の親族は不明としているが、社会保険事務所が管理する申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年2月から32年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和30年2月15日から31年2月14日までの期間については、申立人の勤務実態を確認することができず、このほかに事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和30年2月15日から31年2月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和21年5月28日、資格喪失日は22年8月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年6月から22年5月までの期間を210円、同年6月及び7月を600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月28日から22年8月26日まで
私は、旧制学校卒業後、昭和21年5月1日にB株式会社に入社したが、同級生2名と一緒に同年5月27日に退職した。

翌日、A株式会社に入社し、C作業に従事していたが、友人から大手D会社の紹介を受け、同社の採用内定を受けた後の昭和22年8月25日にA株式会社を退職した。

私は、申立期間について、A株式会社で同僚と一緒に同じように勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳では、申立人のA株式会社に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和21年5月1日、喪失日は同年5月28日と記録されている。

しかし、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿をみると、申立人は、A株式会社において、同一作業に従事していた同僚と連番で厚生年金保険被保険者手帳記号番号が昭和21年5月28日の資格取得日として払い出されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録をみると、当該同僚は同社において昭和 21 年 5 月 28 日に資格取得（資格喪失は昭和 23 年 1 月 1 日）している記録が確認できることから、申立人も申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと考えられる上、当該同僚の供述から、申立人が昭和 21 年 5 月 28 日から 22 年 8 月 25 日まで継続して勤務していたものと推認することができる。

さらに、社会保険事務所が管理する A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、当該同僚に係る健康保険の整理番号の昇順に欠番が 2 件認められるが、前述の払出簿の被保険者記載順から判断すると、当該欠番の整理番号は、申立人の被保険者記録であったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 21 年 5 月 28 日、資格喪失日は 22 年 8 月 26 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 21 年 6 月から 22 年 5 月までの期間は、申立人の A 株式会社における 21 年 5 月の社会保険事務所の記録から 210 円とし、22 年 6 月及び同年 7 月は、申立人と同一作業に従事していた同僚の A 株式会社における同年 6 月の社会保険事務所の記録を考慮して 600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 22 日から 36 年 5 月 10 日まで

平成 20 年 5 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、自分で脱退手当金を請求したことも無く、脱退手当金を受け取った事実も無いので納得できない。

なお、退職当時、脱退手当金について会社から説明を受けておらず、一時金制度そのものを知らなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 7 か月後の昭和 37 年 12 月 5 日に支給されたことになっているほか、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は申立人のみであることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたことになっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を満 60 歳に到達する期間まですべて納付している上、昭和 36 年 11 月に通算年金制度が創設され公的年金制度相互間の通算調整の実施に伴い、被保険者に対して趣旨の徹底が図られた時期において、申立人が国民年金加入期間中にもかかわらず、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月25日から26年11月30日まで
ねんきん特別便において、私の厚生年金保険被保険者期間が相違していたので、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

A事業所における私の厚生年金保険被保険者期間が昭和24年2月1日から25年6月25日までの期間とされているが、実際は当該事業所が閉鎖する26年11月30日まで勤務していた。

閉鎖の際の事業主のあいさつも同僚と一緒に聞いた記憶があり、納得いかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人が提出した特例納付に係る年金相談時の計算メモから、申立人が申立期間においてA事業所（昭和26年5月4日にB株式会社に変更）に継続して勤務していたものと推認することができる。

しかし、複数の同僚は、「申立人は、入社してしばらく経った後、勤務時間が短くなった。」旨供述している上、申立人の標準報酬月額について社会保険事務所が管理する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、昭和24年2月1日の資格取得時に3,300円、同年5月1日に3,500円の改定を受けた後、同年10月1日に2,000円に引き下げられ、以後資格喪失日まで改定が行われていないことが確認でき、申立人は、前述の同僚の供述どおり、申立期間において勤務時間が短くなったことにより、厚生年金保険被保険者としての資格要件を満たさなくなった可能性があるものと考えられる。

また、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっていることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

さらに、A事業所は、昭和26年11月30日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、人事記録等の関連資料が無く、申立てに係る事実を確認することができなかった。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄に記載された番号をみると、昭和26年11月30日に資格喪失した4名については、同一番号であるが、申立人の番号は別番号となっていることから、申立人は当該4名とは異なる年月日に被保険者資格を喪失したものと考えられる上、健康保険の整理番号に欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月ごろから同年 8 月ごろまで
平成 19 年 11 月に社会保険事務所において年金記録を確認したところ、A（現在は、B）に係る厚生年金保険被保険者の記録が無いことが分かった。

私は、昭和 33 年 4 月ごろから同年 6 月ごろまでC市DでE作業を行い、同年 7 月ごろから 8 月ごろまでDでF作業を行う作業員として勤務していたので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

Bが保管する雇用台帳から、申立人は、昭和 33 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までAに月雇作業員として勤務していたことが確認できる。

しかし、Bは、「当時、社会保険への加入は雇用区分が6か月以上雇用する作業員(定期作業員)を加入させており、月雇作業員は加入させていなかった。」旨回答している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時、申立人と同時期にAに勤務していた11名について、Bに雇用区分を照会したところ、いずれも常用雇用(12か月を超えて継続して勤務する者)又は定期雇用(毎年同一時期に6か月以上12か月未満継続して勤務する者)されていた者であり、月雇作業員が被保険者となっている例はみられなかった。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認しても申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 1 日から 9 年 9 月 1 日まで

ねんきん特別便で年金記録を確認したところ、株式会社Aから株式会社Bに出向しC国に駐在した当時の標準報酬月額が、給与支給額の半額程度であることを初めて知った。

私の申立期間当時の給与は、C国への現地送金分と国内支給分（給与支給額から現地送金額を差し引いた額）に分けて支給されていたが、当時の事業主は、国内支給額のみを報酬月額として届け出ていたと思うので、当時の給与支給総額に見合う標準報酬月額に改定してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務する株式会社Aの事業主は、「申立人の申立期間当時の給与については、駐在先である株式会社Bが現地送金分を、当社（株式会社A）が国内支給分を支払っていたことから、健康保険厚生年金保険被保険者算定基礎届及び報酬月額変更届には国内支給分のみを、その報酬月額として社会保険事務所に届け出ていたことが考えられる。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の給与支給総額は社会保険庁の記録に比して高額であったと推認できる。

しかしながら、当該事業主は、「厚生年金保険料の控除について、前述の届出により社会保険事務所が決定した標準報酬月額に基づき毎月の給与から厚生年金保険料を控除していたものと思われる。」と回答しており、申立期間当時、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づき厚生年金保険料を給与から控除していたものと推認できる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の場合、申立期間当時の給与支給総額に見合う標準報酬月額に訂正するよう申し立てているが、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 1 日から 44 年 12 月 1 日まで
平成 19 年 8 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和 40 年 8 月に A 株式会社を退職し、その 1、2 か月後に親戚の紹介で B 株式会社に就職し、申立期間において C 作業に従事していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。この間、冬に風邪をひき健康保険被保険者証を使ったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、B 株式会社に勤務していたものと推認することができる。

しかし、申立期間当時の複数の同僚は、申立人が正社員ではなく日雇労働者であった旨の供述をしている。

また、当該事業主は、「申立期間当時在籍していた社員に聴取したところ、申立人が当社に勤務していたことは確認できたが、正社員であったか否かは不明である。また、当社は、厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 3 月から厚生年金保険関係の届出書類を保存しているが、申立人の氏名は見当たらなかった。」と回答している。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が管理する B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 20 日から 28 年 3 月 1 日まで
ねんきん特別便において年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していないことに気付いた。

私は、昭和 25 年の秋ごろに合資会社 A に入社し、26 年 4 月ごろに業務中に右小指を切断し、2 から 3 か月休業した以外は、29 年 1 月 25 日に退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、26 年 4 月 20 日から 28 年 3 月 1 日までの期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 25 年秋ごろ合資会社 A に入社し、29 年 1 月に退職するまで同社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時の事業主の親族が提出した労働者名簿をみると、申立人は、昭和 26 年 4 月 20 日に任意退職と記録されており、当該事業所における申立人の第 1 回目の厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和 26 年 4 月 20 日）と一致するほか、同時期は、申立人が右小指を切断し（昭和 26 年 4 月ごろ）、療養のため休業を開始したとする時期とも符合する。

また、前述の労働者名簿には、申立人が昭和 27 年 6 月 16 日に雇入更新（再雇用）と記録されており、申立期間のうち 14 か月間は当該事業所に勤務していなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が挙げた申立期間当時の同僚について、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人が当該事業所を最終的に退職した後に厚生年金保険被保険者の資格

を取得しているなど、申立期間当時、事業主は、必ずしもすべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿には、申立人が昭和 25 年 10 月 23 日と 28 年 3 月 1 日の 2 度にわたり厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが記録されているほか、申立期間について整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 26 日から同年 4 月 21 日まで
私は、平成 6 年 4 月 2 日から A (医療機関) で B 職として勤務していた。その後、他の事業所に就職するため、9 年 3 月 25 日に退職を申し出た後、同年 4 月 20 日に退職するまで A で勤務していた。
私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成 9 年 3 月 26 日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 9 年 4 月 21 日まで A に勤務していたと申し立てている。しかし、A が保管する平成 9 年分賃金台帳をみると、申立人には 3 月分給与まで支給されているが、当該給与から 3 月分社会保険料は控除されていないことが確認できるほか、同台帳の申立人の記載ページには「3 / 25 月までで退職」と記載されていることが確認できる。

また、A が事務を委託していた社会保険労務士が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失通知書から、社会保険庁のオンライン記録どおりの社会保険・雇用保険の事務手続が行われていたことが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録をみると、申立人の同事業所における離職日は平成 9 年 3 月 25 日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。